

社会福祉法人 モニカ 役員報酬規程

- 第1条 本規程は、社会福祉法人モニカ（以下、「法人」という）定款第 21 条の規程に基づき、法人理事の役員報酬につき定めるものとする。
- 第2条 役員報酬は、原則として常勤及び常勤に準ずる理事に対して支払い、非常勤理事、監事に対しては支払わない。
ここでいう常勤に準ずる理事とは、理事長、常務理事をいう。
ただし、施設長等、常勤の使用人兼務理事に対して支払われる給与は、すべて理事報酬の扱いとせず、使用人分給与とみなす。
- 第3条 常勤及び常勤に準ずる理事の報酬は年額とし、以下に定める金額を支払う。報酬の支払いは、当該年額を 12 で除した金額を毎月支払う。
理事長及び常務理事は、定款第 25 条による専決事項を決済するほか、法人の運営する施設の諸問題を、定例経営会議、稟議書及びヒアリングを通して、的確な経営判断のもと適宜解決処理するものとし、この業務内容の対価として以下の報酬額を支給する。ただし、通勤手当等は支給しない。
- 第4条 評議員会または理事会に出席する評議員、理事長、常務理事、非常勤理事及び監事には、出席会議の時間の長短にかかわらず、交通費として当該会議毎に 5,000 円を支給し、別途、日当等は支給しない。
当該会議に出席する常勤理事には、交通費は支給しない。
監事が監査のために出勤する場合は、その回毎に交通費として 5,000 円支給する。
- 第 5 条 本規程の改正及び報酬額の改正には、評議員会の承認を必要とする。

{ 常勤及び常勤に準ずる理事の報酬額 }

区分	金額（万円）	月額換算（万円）
*理事長	120	10
*常務理事	120	10

附則 この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から実施する。